

消費生活 知っ得情報

No.149

「賃貸借契約」トラブルを防ぐために

春は新しい生活が始まり、引っ越しをする方が多い季節です。「入居前に修理する約束になっていた箇所が修理されていなかった」「退去したら高額な原状回復費用を請求された」など、さまざまな相談が寄せられます。「賃貸借契約」を理解してトラブルを防ぎましょう。

<トラブル防止のポイント>

【入居前】 契約前に書類の内容をよく確認しましょう。特に、禁止事項、修繕に関する事項、解約条項や、特約を確認しておきましょう。入居前に、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認しておきましょう。入居前からあったキズや汚れ等の写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。

【入居中】 雨漏りや設備の故障等が発生したら、すぐに貸主側に連絡しましょう。

【退去時】 賃貸物件を退去するとき、納得できない費用を請求された場合は、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に話し合いをしましょう。また、入居時と同様にできる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認し、内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなどして証拠となる記録を残しておくことが大切です。



▲ガイドラインはこちら

■住まいに関する相談窓口：大阪府住宅相談室(無料) 9時～12時、13時～17時30分(土・日曜日・祝日、年末年始除く) ☎06・6944・8269

藤井寺市消費生活センターにぞ相談ください!

困ったことがあれば

日時 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受け付けは15:30まで

場所 藤井寺市消費生活センター(市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320

相談方法 電話又は来所(予約不要) ※感染防止のため、できるだけ電話相談をご利用ください。

電話番号案内

市役所・教育委員会	☎939・1111
支所	☎939・7011
アイセル シュラ ホール	☎952・7800
図書館	☎938・2197
市民総合体育館	☎939・1141
藤井寺市民病院	☎939・7031
訪問看護ステーション	☎939・7291
休日急病診療所	☎939・7194
市民総合会館(パープルホール・分館・別館)	☎939・7020
ふれあいセンター	☎939・1810
松水苑	☎939・7010
大阪広域水道企業団藤井寺水道センター	☎939・1302
藤井寺市地域サービス公社	☎937・2321
藤井寺市社会福祉協議会	☎938・8220
藤井寺市シルバー人材センター	☎954・6005
藤井寺市柏原市学校給食組合	☎953・3761
柏原羽曳野藤井寺消防組合	☎958・0119
柏羽藤環境事業組合	☎976・3333
クリーンピア21	☎975・2580
羽曳野警察署	☎952・1234
藤井寺保健所	☎955・4181
ハローワーク藤井寺	☎955・2570

防災行政無線の放送内容が電話で確認できます ※放送から24時間以内 ☎0800・200・9391(フリーダイヤル)

●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)をご利用ください。

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。

予約可能日時 月～金曜日の9時30分、13時30分、14時30分の3枠 ※祝日除く

定員 各1組

問合先 おくやみ手続きサポートデスク(1階①番窓口市民課内) ☎939・1319



●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生き、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りをもち、働く喜びに、生きましょう。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」 「点字広報」をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

問合先 秘書広報課広報担当(5階④番窓口) ☎939・1051 FAX 952・9508

編集後記 藤井寺アンパサダー辰巳ゆうとさん出演の公演チケットが市民限定の特別価格で購入できます。あのマツケンとのスペシャルコンサートも! 申込日までにオンライン窓口の登録を済ませて、是非チケットをゲットしてくださいね! (関連記事 裏表紙)

各種相談

※相談はすべて無料。予約 マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

	相談名	日時	場所	内容	問合先
医療	救急医療相談	24時間365日対応	(電話)	突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出勤します	救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル)
くらし	法律相談	3/15(水)・22(水)・4/5(水)・12(水) 13:00～16:30 ※予約は、3/9(木)9:00～電話で。各日先着7人	市役所1階相談室(又は電話)	弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談 ※相談は、同一内容は1回限り、令和4年度中に3回まで、時間は30分以内	協働人権課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)
	行政相談	月～金曜日8:30-17:30	(電話)	国の仕事への苦情や要望に関する相談	近畿管区行政評価局 ☎0570-090110
	消費生活相談	月～金曜日 10:00～12:00、12:45～16:00 受け付けは15:30まで	市役所1階消費生活センター(※当面の間、まずは電話相談を)	消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター ☎939・1320
	司法書士法律相談	3/18(土) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日 10:00～16:00	司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)	登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談	堺支部 ☎080-6284-1874
	高齢者相談	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:30	ふれあいセンター ※時間外は電話相談	高齢者の総合相談	地域包括支援センター ☎937・2641
人権	人権相談	3/23(木) 13:30～15:30	市役所1階相談室	人権擁護委員による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談	協働人権課 ☎939・1059
	人権悩みの相談室	月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00	パープルホール3階相談室	専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する相談	☎939・1118
	女性相談	月・木曜日 9:00～12:00、13:00～16:00	市役所1階相談室	女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談	協働人権課 ☎939・1050
子育て	家庭児童相談	月～金曜日 9:00～17:30	市役所2階②番窓口	家庭相談員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり) どなたからでも相談できます	子育て支援課(家庭児童相談室) ☎939・1162
	教育相談	木曜日 9:00～12:00	市民総合会館別館3階教育相談室	教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談	教育相談室 ☎938・1008
	テレホン教育相談	金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00	(電話)		
	ひとり親家庭等無料法律相談	3/9(木) 14:00～17:00	市役所2階相談室	離婚前相談(慰謝料・養育費・認知・面会交流など)、労働関係・借金関係など	子育て支援課 ☎939・1162
就労	地域就労相談	月～金曜日 9:00～17:00	市役所6階地域就労支援センター	働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません	商工労働課 ☎939・1337
	若者の就労・自立相談	3/7(火) 13:30～17:30	市役所1階102会議室	若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません	南河内地域若者サポートステーション ☎0721・26・9441
福祉	心配ごと相談	第2火曜日 13:30～15:30	ふれあいセンター相談室	民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談	社会福祉協議会 ☎938・8220
	自殺予防心の電話相談	月～金曜日10:00～17:00	(電話)	精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談	☎930・0775
	身体的障害者相談	随時	(電話・ファックス)	障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん FAX938・7059 / (知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 / (知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263	
	障害者等相談	月～金曜日10:00～17:00	障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階)	障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)	障害者地域生活支援センターわっと ☎930・0733
	障害者等相談	月～金曜日10:00～17:00	相談支援センターびんぼん(小山1-1-1 3階)	障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)	支援センターびんぼん ☎952・7002
その他	市民活動相談	3/10(金) 13:00～17:00 (電子メールでも相談可)	市役所1階相談室	活動の悩みや団体の運営などに関する相談(予約優先)	協働人権課 ☎939-1331 [E]kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp
	不動産一般相談室	3/6(月)・20(月) 10:00～12:00 13:00～15:00	羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)	住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958・3005